


所管部課	市民部 市民課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務					
	取扱要綱の一部を改正する要綱について	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市住民基本台帳事務取扱規則				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部改正に伴い、引用条項にずれが生じることから、東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条中、「第23条第3項」を「第16条第3項」に改める。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年1月1日</p> <p>(3) 効果及び影響</p> <p>特になし。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。